第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランにかかる主な取組

県では令和2(2020)年度より、第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との協創のもと、少子化対策や子ども・子育て施策に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の発生は、新しい生活様式への対応など環境変化をもたらすとともに、子どもスマイルプランに定める施策の実施に影響を与えています。

第二期スマイルプランの「重点的な取組」にかかる令和2年度上半期の主な取組概要 は次のとおりです。

新:新規の取組

重点的な取組1 子どもの貧困対策

【5年後のめざす姿】

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

【上半期の主な取組概要】

①食を通じた子育て家庭への支援の推進【子ども・福祉部】 新

新型コロナウイルス感染症により、これまで子どもたちの食や居場所を提供してきた子ども食堂の活動が難しくなった一方で、フードバンクや地域の飲食店等が食材や弁当などを提供し、地域で子どもや子育て家庭を支えようとする自主的な取組も立ち上がってきました。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大等により厳しい状況にある子育て家庭の食 を確保し、子どもと家族の命を守るため、地域において、他の団体と協力して継続的 に行う食を通じた支援に対して補助を行っています。

補助額及び補助団体数:5万円×40団体

募集期間 一次募集: 6月26日~7月27日

二次募集: 9月17日~12月28日

②子ども食堂との意見交換会【子ども・福祉部】

新型コロナウイルス感染症への対応をしつつ、食料提供など食の支援を行っている子ども食堂と、子ども食堂再開にあたっての課題や活動を通して見えてきた困窮家庭の抱える課題、行政に期待することなどについて、意見交換を行いました。

日にち:7月13日

場 所:桑名市総合福祉会館

参加者:子ども食堂運営団体 10団体

③一時使用のための県営住宅の住戸の提供、県営住宅の家賃減免【県土整備部】 新 新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民 に対し、一時的な使用として県営住宅の住戸を提供しました(4月~9月 7世帯に 提供)。

また、県営住宅に入居している方が、新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、 収入の減少により家賃の支払いが困難になった場合、当該居室の最低家賃額を超える 額の減免を行いました。

④教育費の負担軽減にかかる取組【環境生活部】【教育委員会】 新

高校生等奨学給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対する一部前倒し給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費の支援を行っています。

⑤スクールカウンセラー等の配置、派遣等【教育委員会】

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や、夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒は例年とは異なる不安やストレスを感じる状況にあります。不安や悩みを抱えている児童生徒への支援や、いじめや不登校などに対応するため、今年度も県内公立の全中学校区にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒を取り巻く課題に加え、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒や保護者の不安や悩みにも対応しています。

また、通常の配置に加えて新型コロナウイルス感染症に係る相談等で緊急にカウンセリングが必要な時は、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを派遣しています。

- ·スクールカウンセラー人数·配置時間:令和2年度 131人 51,575時間
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急派遣(4月~9月)

四日市市 2 校(10回・30時間)

津市 2 校 (7 回·27 時間)

明和町 1 校(6回·34 時間)

県立学校 1 校 (4回·28 時間)

スクールソーシャルワーカーを昨年度から1名増員し、13名が県立高校や中学校区を巡回して支援が必要な児童生徒の把握に努めています。また、学校や市町等教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、教員やスクールカウンセラーと情報を共有し、貧困等の課題を抱える家庭を就学援助や奨学金制度に係る関係機関につなげる等の支援を行っています。

・スクールソーシャルワーカー訪問回数(4月~9月 巡回及び派遣):838回

4月: 52 校 · 66 回 5月: 79 校 · 104 回 6月: 112 校 · 194 回 7月: 118 校 · 203 回 8月: 75 校 · 89 回 9月: 115 校 · 182 回

<今後の課題、取組の方向性>

①新型コロナウイルスの感染症の影響により、子ども食堂や無料の学習支援教室等の子 どもたちの居場所が休止に追い込まれており、家庭や学校以外で安心して過ごせる居 場所が求められています。

ひとり親家庭をはじめ支援の必要な子育て家庭では、子どもの学習する機会や各種体験をする機会が不足しがちであることから、食の支援に加えてさまざまな人との関わりや学習支援、野外体験など普段できないことができるよう、さまざまな機能を備えた居場所づくりが必要です。

子どもたちが安心して過ごすことができる「居場所」ができ、広がっていくことをめ ざし、関係機関と連携して取り組んでいきます。 【子ども・福祉部】

②「第二期子どもの貧困対策計画」に基づき、学習支援や生活の支援、保護者に対する 就労支援、身近な地域での支援体制の整備を総合的に推進する必要があります。そこ で、市町や関係機関で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、先進 事例の紹介や情報共有等を行い、市町の取組を支援していきます。

【子ども・福祉部】

- ③新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、引き続き県営住宅の住戸の提供を行っていくほか、県営住宅の入居者で対象となる方について、家賃減免を行っていきます。 【県土整備部】
- ④教育費の負担軽減のための各種修学支援制度について、必要とされる家庭に確実に利用してもらえるよう、引き続き周知を図り、高校生等の学びの継続を支援していきます。

【環境生活部】【教育委員会】

⑤誰一人取り残すことがない社会に向けて、学校が貧困をはじめとする生活上の課題を 抱える児童生徒を早期に発見し、生活支援や福祉制度につなげていくプラットフォー ムとしての役割を果たしていくことは重要と考えています。今後も貧困等、生活上の 課題を抱える子どもや家庭を支援するために、スクールソーシャルワーカーを計画的 に増員し、スクールカウンセラーの配置の拡充に努めるとともに、課題解決に向けた 効果的な活用を進めていきます。

重点的な取組2 児童虐待の防止

【5年後のめざす姿】

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見:早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

【上半期の主な取組概要】

①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】

児童相談所における対応力の強化のため、A I を活用した児童虐待対応支援システムについて、令和元年7月から県内2か所の児童相談所において実証実験に取り組んできましたが、令和2年7月から県内全ての児童相談所で運用を開始しました。

②市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって、さまざまな関係機関に幅広く協力を求め、見守りを行いました。

要保護児童対策地域協議会の運営等に関して専門的な助言を行うため、市町アドバイザーや市町スーパーバイザーを派遣するとともに、要対協担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携強化を図っています。

また、全ての子どもとその家庭を対象として福祉に関し必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するため、設置に向けた体制整備などの助言を行う子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業を実施しています。同事業について、新型コロナウイルス感染症をふまえ、上半期は専門家と県内の会場をオンラインで結び、参加者(市町職員)は助言等を受けました。

市町アドバイザー派遣事業 6市町(9月末現在) 市町スーパーバイザー派遣事業 3市町(9月末現在)

<今後の課題、取組の方向性>

①AIを活用した児童虐待対応支援システムについて、児童相談所の日々の業務の中で活用し、データを蓄積して精度を高めるとともに、データを業務に活用するための知見やAIの使い方について研修を行い、より質の高い判断ができるよう議論を重ねます。

子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業については、今後の新型コロナウイルス 感染症の発生状況をふまえて、実施方法を検討していきます。

【子ども・福祉部】

重点的な取組3 社会的養育の推進

【5年後のめざす姿】

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

【上半期の主な取組概要】

①里親等委託の推進【子ども・福祉部】 新

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けて、令和2年6月に県内2カ所(北勢児童相談所管内・伊賀児童相談所管内)にフォスタリング機関を設置し、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めています。

②施設環境の充実【子ども・福祉部】

施設においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化を進めるため、地域小規模児童養護施設整備に要する経費を補助しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、感染が疑われる方を分離するため、 個室化改修に要する経費を補助することで、事業継続に取り組みました。

<今後の課題、取組の方向性>

①里親等委託の推進について、引き続き地域の実情に合ったフォスタリング機関の設置 を進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、里親啓発事業が中止となっているため、これまでと異なった形での新たな登録者の拡大や里親の養育技術向上の取組方法が課題です。今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況をふまえつつ、非接触型の啓発活動の実施やオンラインでの技術向上のための適切な研修方法等を検討していきます。

【子ども・福祉部】

②施設環境の充実については、感染症対策のため、引き続き児童養護施設等の個室化改 修などに取り組んでいきます。

【子ども・福祉部】

重点的な取組4 若者等の雇用対策

【5年後のめざす姿】

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

【上半期の主な取組概要】

①県内企業への就職の促進【雇用経済部】

三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供するほか、学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の情報発信等に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による就労支援が困難になったことから、インターネットを活用した支援を導入しています。

○ジョブカフェ「おしごと広場みえ」において、4月からオンラインによる就職相談、 模擬面接等を実施

おしごと広場みえ オンライン就職相談等の利用件数 606件(9月末現在)

〇合同企業説明会等が相次ぎ中止となったことから、学生と県内企業との交流機会を 確保するため、オンライン合同企業説明会を開催

<みえのオンライン就職説明会>

実施時期 6月13日~15日、18日~21日

参加企業数 43 社 参加登録数 433 名 (うち学生 320 名)

総視聴者数 延べ 1,066 名

<みえのWEB就職座談会(地域別)>

実施時期 8月8日(中勢) 8月29日(北勢) 9月6日(伊賀)

9月13日(伊勢志摩) 9月20日(東紀州)

参加企業数 24 社(5地域計) 参加者数 延べ 140 名

②就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】 新

不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある就職氷河期世代の方々が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」に就職氷河期世代の活躍を支援する専門員2名を配置し、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職までの切れ目ない支援を行っています。

③南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】

若者の南部地域での就職を促進するため市町が連携して取り組む、若者に魅力的な働く場の確保に向けた取組や地域の企業に関する情報を発信するなど地域の仕事を知ってもらう取組を支援します。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市町により一部事業の見直しや中止がありました。)

④農林水産業への就業支援【農林水産部】

次代の農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営者等の育成を行いました。

- ・農業:次世代農業の主軸となる担い手を確保・育成する「みえ農業版MBA養成塾」 を開講し、第3期生2名に対して、先進的な農業経営体での雇用型インターン シップや農業大学校での経営学講座等の支援に取り組みました。また、農業分 野での多様な人材を確保・育成するため、農業と関わりや関心の少なかった若 者や障がい者などを掘り起こし、産地や農業経営体等とのマッチングを、北勢 トマト産地と紀南かんきつ産地をモデルに支援を行いました。
- ・林業:林業における新規就業者の確保をめざすため、森林組合や民間事業体での高校生林業職場体験研修を実施しています。(令和2年度は県内各地で計6校が実施を予定していますが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため研修の延期や中止を決定した高等学校もあり、上半期での実施は2校のみとなっています。)
- ・水産業:次代の水産業を担う多様な人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携し漁師塾(真珠塾)の地区の拡大に取り組みました(志摩市、南伊勢町)。また、専門家派遣、普及指導員による相談対応等により漁業の法人化を促進することで、若者等の雇用の受け皿となる経営体の確保・育成を進めました(鈴鹿市、大紀町)。加えて、障がい者の新たな就労の創出に繋げるため、福祉事業所の漁業参入、漁協、漁業者等から福祉事業所への作業委託の促進など水福連携の取組を進めました(鳥羽市、南伊勢町)。

⑤高校生の就職支援【教育委員会】

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想され、リーマンショック時以上の対応が必要となることから、各学校における進路指導等の就職支援体制を充実させるため、企業とのマッチングを行う「就職アドバイザー」を今年度当初の12人から3人増員し、計15人を就職希望者の多い高等学校47校に配置して、生徒が希望する職種の求人開拓を進めるとともに、進路に不安を抱える生徒に対して相談や面接練習を実施しています。

また、5月27日から29日には、教育長が三重労働局長とともに、三重県経営者協会、 三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県商工会議所連合会の経済4 団体に対し、求人数の維持、進路選択の時間確保のため例年と同じ時期での求人票の 提出など、高校生が安心して就職を実現できるよう、緊急の要請を行い、会員事業所 に周知いただいています。

さらに、6月22日から7月3日には、高校教育課長や特別支援教育課長が、各地域の公共職業安定所の所長とともに、県内12商工会議所を訪問し、生徒の就職希望状況をもとに、地域別、職種別の求人の確保に向けた要請を行うなど、高校生の進路実現が図られるよう取り組んでいます。

<今後の課題、取組の方向性>

- ①オンライン化の動きは、地方にとって大きなチャンスでもあることから、都市部の学生をはじめ、県内外の若者に県内企業により興味をもっていただけるよう、オンライン就職説明会を開催するなど、オンラインを効果的に活用することで、若者の就職活動を支援していきます。

 【雇用経済部】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規雇用者等の解雇や雇止めなどが危惧されており、就職氷河期世代の雇用の維持・確保が課題となっています。引き続き、県内の雇用情勢を注視しながら、三重労働局等の関係機関と連携し、就職氷河期世代の方々が希望を持って働き続けられるよう、雇用調整助成金をはじめとする国および県の支援の積極的な活用を経済団体へ働きかけるなど、同世代の雇用の維持・確保に向けて取り組んでいきます。
- ③引き続き、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、新型コロナウイルスの 感染拡大を受けて従来の研修等が実施できないことから、研修内容や開催時期、方法 等について検討を行い、感染防止に配慮した研修等を行うことで、次代の農林水産業 を担う多様な人材の確保・育成を図ります。
 - また、ICTを活用し、技術の見える化や作業の自動化、効率化につながるスマート 農林水産業の導入を促進することで、若者にとって魅力ある「働く場」となるよう環 境を整備します。 【農林水産部】
- ④現在、各高等学校では就職採用選考に向けた進路指導をしており、これまでの取組の結果、生徒が希望する職種の求人数は満たされている状況になっています。しかしながら、不採用の通知を受け、2社目の応募先を探すこととなった場合には、求人数の不足が懸念されます。

今後も引き続き各高等学校の状況を注視し、求人が少ない職種については、就職アドバイザーによる求人開拓、県教育委員会の担当者や各学校の進路担当者の個別企業訪問、地域の商工会等への要請などを行い、本年度の卒業予定者が希望する職業へ就職することができるよう、スピード感を持って必要な支援を講じていきます。

【教育委員会】

重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援

【5年後のめざす姿】

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な 負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進 み、安心して不妊治療に取り組むことができています。

【上半期の主な取組概要】

①相談や情報提供【子ども・福祉部】

不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不 妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行っていま す。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、精神的な負担に対する支援を拡充する ため、9月から第1火曜日の相談時間を延長しました。

相談実績 83件(9月末現在)

②経済的支援【子ども・福祉部】 新

特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の 上乗せ助成事業を行っています。また、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回 数の追加、不育症治療等に対する助成事業および一般不妊治療に対する助成事業を 行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県独自の助成制度を創設し、夫婦合算の収入が前年同期間に比べ10%以上減少している方に対し、1回の治療につき5万円を上限に助成し、経済的負担の軽減を図ることとしました。

特定不妊治療費助成件数 998件(9月末現在)

新型コロナウイルス感染症に係る三重県特定不妊治療費助成申請件数 14件 (9月末現在)

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、特定不妊治療費助成の申請期限の延長や年齢要件の緩和など制度の弾力化を図りました。

③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】

職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、関係者を集めたシンポジウムを開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催方法を見直し、新しい生活様式を取り入れたオンライン開催とします。講演会を通して、不妊治療の特徴や当事者が抱える現状や課題を把握し、不妊治療への理解を深めていくこととしています。

開催日 10月15日

内 容 ・不妊治療と仕事の両立に関するアンケート調査結果の報告

・不妊治療と仕事の両立の現状や課題等にかかる講演

④妊孕性温存治療費助成【子ども・福祉部】

小児や、思春期・若者のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性を諦めることなく 将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成を行っています。

申請件数 3件(9月末現在)

<今後の課題、取組の方向性>

①新型コロナウイルス感染症の影響により、不妊治療の延期を余儀なくされるなど、 不妊治療を取り巻く環境は大きく変化しており、経済的な理由で、治療をあきらめ ることがないよう、治療費の一部を助成することで、負担を軽減し、継続した治療 が受けられるよう支援を行います。

また、企業における働き方も変化しており、新しい生活様式を取り入れながら、不 妊治療の正しい知識の普及啓発、職場での理解促進などのための講演会、セミナー を開催し、不妊治療と仕事の両立支援に取り組んでいきます。【子ども・福祉部】

重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

【5年後のめざす姿】

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

【上半期の主な取組概要】

①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】

各市町において妊娠・出産から育児に至るまで、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、専門的視点から助言指導を行うことで、各市町の実情に応じた母子保健体制構築に向けた支援を行っています。

派遣実績 5市1町(9月末実績)

②新型コロナウイルス感染拡大に伴い不安を抱える妊産婦への支援【子ども・福祉部】 新

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い出産に不安をかかえる妊婦の方々に対し、安心して出産等ができるように寄り添った支援を行うため、7月から「マタニティほっとライン」を開設し、オンラインや電話による相談を行っています。

相談実績 66件(9月末現在)

また、産婦人科医師と相談のうえ分娩前のPCR検査を受けて、感染が確認された 妊産婦に対し、退院後、助産師や保健師等が自宅等への訪問や、電話相談などにより、不安の解消や育児支援を実施することとしています。

<今後の課題、取組の方向性>

①新型コロナウイルス感染症の影響により、妊産婦や乳幼児を育てる親が今までどおりに支援を受けることが難しくなり、また、市町が行う健診等の実施も三密を避けるなど新しい生活様式を取り入れた支援に変化しているなか、県内どの地域においても切れ目ない支援が提供されるよう、関係機関による体制強化、連携強化に向けた支援に取り組んでいきます。 【子ども・福祉部】

重点的な取組7 周産期医療体制の充実

【5年後のめざす姿】

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

【上半期の主な取組概要】

①人材の育成・確保【医療保健部】

県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、キャリア形成プログラムの活用を働きかけました。また、 県内の専門研修プログラムに 100 人の専攻医が登録を行いました。

本県における就業助産師は、人口 10 万人あたり 24.8 人と全国平均(29.2 人)を大きく下回っていることから助産師修学資金の貸与等の取組を進めており、令和2年度は5人の新規貸与者を決定しました。

②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】

「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・ 産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組んでいます。

診療所医師と高度専門医療機関医師とが共同診療できる産科オープンシステムを活用し、一般診療所と周産期母子医療センターの連携を深めています。あわせて、中等度以上のリスクのある出産等に対応するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援しています。また、コロナ禍においても感染拡大を防ぎながら周産期医療の提供を継続するため、院内感染防止対策等に要する経費を補助しています。

県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修等を実施しています。

③不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業【医療保健部】 新

妊婦が抱く新型コロナウイルス感染症への不安を解消するため、かかりつけの産婦人 科医師と相談のうえ検査を希望する妊婦の方に対して分娩前に検査を受けるための 費用を補助しています。

<今後の課題、取組の方向性>

①依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、「三重県医師確保計画」に基づき、引き続き、医師修学資金貸与者等にキャリア形成プログラムの活用を働きかけることで、若手医師の県内定着と偏在解消を進め、産婦人科医、小児科医を含めた医師確保に取り組んでいきます。

また、助産師の総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、 就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用し、助産師 の確保に取り組んでいきます。 【医療保健部】

②機能分担や連携体制の推進により、令和元年に周産期死亡率が全国で最も低くなりました。今後も引き続き、周産期死亡率のさらなる改善・維持に取り組む必要があります。周産期の救急搬送体制を構築するとともに、医師、看護師、保健師、公認心理師等を対象とした講演会などの場を活用し、関係機関の連携強化に取り組みます。

【医療保健部】

重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

【5年後のめざす姿】

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、 地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

【上半期の主な取組概要】

①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】

県内では、保育士不足が大きな要因となり待機児童が発生していることから、保育士の離職防止や潜在保育士の就労支援に取り組んでいます。

保育士等の働きやすい職場環境づくりにつながる取組を推進するため、令和元年度に構築した保育士・保育所支援センターのウェブサイト「みえのほいく」を活用して、保育士等の募集情報とともに、各保育所等の取組や保育士のインタビュー記事などきめ細かな情報発信を行っています。

また、保育士等の処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修については、当初 6月から実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し、 受講定員の縮小など感染防止対策を図りつつ、8月後半から順次再開し、保育士の離 職防止とともに質の向上を図っているところです。

②放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】

放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、施設整備や運営への支援を行うとともに、三密を避けるなど感染症対策を図りながら放課後児童支援員の研修を実施し、人材確保と資質向上に努めています。

あわせて、放課後子ども教室の環境整備や運営を支援し、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりを推進しています。

③保育所等における感染症対策への支援【子ども・福祉部】 新

国の交付金等を活用し、保育所等が感染防止対策を行いつつ事業を継続していくため に必要な衛生用品の購入費用や人件費の増に対する補助を行いました。

また、感染症が広がりを見せる中においても、その社会的使命を果たすため保育所等を開所し、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めている保育士等に対し、感謝と応援の気持ちを伝えるため、「みえ支え"愛"セット」を配布しました。

あわせて、コロナ禍における保育所等の運営、事業の進め方など、現場の保育士等が不安や疑問に感じていることについて相談を受け付けたり、訪問指導を行ったりする ための窓口を開設することで、児童福祉施設等の運営支援を行っています。

④幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】 新

県の関係部局が連携・協力し、県内の全ての幼稚園、保育所、認定こども園において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、各施設と小学校との連携の充実を図ることを目的に三重県幼児教育センターを開設しました。当センターでは、各市町や幼児教育・保育関係団体等と連携しながら、①市町や施設への幼児教育アドバイザーによる訪問・助言、②研修の充実、③情報発信の強化に取り組んでいます。

また、就学前の子ども生活習慣の確立を促すため、取組期間を第1回(6月)と第2回(7月~9月)に定め、生活習慣チェックシートの活用を促進しました。

⑤企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】

子どもの育ちや子育て家庭の支援に賛同する企業や団体等が参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、地域社会全体で子どもの豊かな育ちや子育て家庭を支える取組を進めており、新型コロナウイルスの影響であらためて認識した家族への感謝の気持ちなどをテーマにした「ありがとうの一行詩コンクール」を実施しています。

⑥家庭教育の充実【子ども・福祉部】

保護者同士のつながり作りを目的としたワークショップ「みえの親スマイルワーク」の、市町や三重県PTA安全互助会等と連携しての開催や、市町へ委託して家庭教育を応援する人材育成などを行うモデル事業を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。しかしながら「みえの親スマイルワーク」については実施希望もあることから、感染拡大の状況を注視しつつ万全の対策を取って実施していきます。

<今後の課題、取組の方向性>

①引き続き、保育士確保につなげるため、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業を 推進し、待機児童の解消をめざしていきます。

また、感染症の拡大状況を踏まえつつ、オンラインの活用などにより研修受講の機会を確保し、保育士等の質の向上を図ります。

あわせて、保育所等の感染症防止対策に要する費用の支援などに努めていきます。

【子ども・福祉部】

②幼児教育センターとして、引き続き市町や施設からの要請に応じ、幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及等を通じて、幼稚園等と小学校の円滑な接続に向けて支援を行います。また、全ての保育者を対象とした、県としての人材育成方針を検討・作成し、それをもとに研修を改善・体系化していきます。さらに、幼児教育・保育関係団体等と連携しながら、研修や情報提供の充実等の支援にも取り組んでいきます。

また、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」について、第3回目の取組期間 (10月)を通して、活用を促進します。 【子ども・福祉部】【教育委員会】

- ③人を集めるイベント型の取組から情報技術を活用した持続可能な取組への方向転換が求められていることから、みえ次世代育成応援ネットワーク会員や子どものための活動を行う地域人材が有するリソースの紹介や、課題に対して支援が届く仕組みなどの相互支援につながるSNSを活用したマッチングの仕組みの構築に取り組みます。 【子ども・福祉部】
- ④新型コロナウイルスの影響により親子ともに家庭で過ごす時間が増えたことにより子どもへの接し方に悩んだり、子どもの育ちに不安を感じる保護者もいることから、家庭教育応援Web講座を開設し、悩みや不安を持つ保護者が、空いた時間に家庭教育について学ぶことのできる環境の構築に取り組みます。 【子ども・福祉部】

重点的な取組9 男性の育児参画の推進

【5年後のめざす姿】

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児 に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

【上半期の主な取組概要】

- ①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】
- ○ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ

男性の育児参画を普及啓発する事業「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」について、 男性の子育てエピソードや父と子の写真を幅広く募集する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の発生で外出自粛や休校など家で過ごす機会が増えた中、ステイホーム中のベストショットや新しい生活様式での子育てや遊び方、短い夏休みでのパパと子どものふれあいの様子など、男性の育児・家事に関する写真や短編動画の募集に変更しました。応募の中から入賞写真等を選定するとともに、冊子やHPなどで紹介します。

募集期間 8月1日~9月30日

○高校生と知事との「NEXT親世代トーク」【子ども・福祉部】 新

これから親になっていく若い世代に対して、男性育児参画の重要性への理解を広め、 風土づくりに向けて啓発を進めていくため、高校生と知事による男性の育児参画に関 するトークを行いました。

日にち 9月17日

場所 三重県立宇治山田商業高等学校

出席者 三重県立宇治山田商業高等学校の生徒(授業の一環として実施)

- ②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】
- ○イクボスの普及啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」の加盟企業・団体に対して、メールマガジンで働き方改革や男性の育休取得促進、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置など、国や県の取組にかかる情報提供を行いました。

メールマガジン 9通送信(4~9月)

今後は、事業者団体等と連携して、「みえのイクボス同盟」への加盟を企業・団体へ促していきます。

<今後の課題、取組の方向性>

①学校の休校や在宅勤務の推進により、家族と過ごす時間が増えたことで、家事育児に 積極的に関わっていきたいと考える男性が増加しており、この気運の維持・向上が課 題です。環境や意識の変化を活かした、男性の育児参画にかかる企業等や個人への普 及・啓発に取り組んでいきます。 【子ども・福祉部】

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

【5年後のめざす姿】

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町 や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福 祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

【上半期の主な取組概要】

- ■発達支援が必要な子どもへの支援■
- ①市町の取組支援【子ども・福祉部】

市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、県立子ども心身発達医療センターに市町職員等を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や「CLMコーチ」として受け入れ、養成しています。

また、センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が県内の児童発達支援センターや特別支援学校に赴き、スタッフや保護者に対して支援を行っています。

②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・認定子ど も園・幼稚園への導入を促進するため、巡回指導を行っています。

③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】

地域の小児科医を対象に、発達障がい児を診療するための知識を深めるため、発達障がい連続講座を開催しました(3回開催)。さらに、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業者などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進しており、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実を図ります。

④教育支援体制の整備【教育委員会】

発達障がいに対する専門性の向上を図るため、小・中・高等学校の通級による指導を担当する教員等を対象とした研修講座を開催します。今年度においては、県内における新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、実施方法をオンライン等に変更し 10 月以降に実施します。

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども・福祉部】 三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行い、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組んでいます。(同研修は、新型コ ロナウイルス感染症の状況をふまえ、三密を避けるため、Web配信により実施されました。)

障害福祉サービス事業所の看護師や介護職員への医療的ケアの技術指導等に関する 研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため上半期での実施を見送 り、下半期にWeb会議により4事業所以上に対して実施する予定です。

②教員等への研修【教育委員会】

教員等が医療的ケアが必要な子どもへの対応を学ぶ研修について、県内における新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、常勤講師(看護師免許を所有)と医療的ケア担当教員を対象としたそれぞれの研修を同一日にするとともに、実施方法についてもオンラインで実施しました(視聴者数 37 人)。

- ③コーディネーター(相談支援専門員等)の養成【子ども・福祉部】 医療的ケア児・者コーディネーター養成研修について、新型コロナウイルス感染症の 状況をふまえ、三密を避けるため、Web会議により実施しました(修了者数36人)。
- ④地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】 4つの地域ネットワークの代表者や三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター等を出席者とする連携コア会議をWeb会議により1回開催し、地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能推進に係る協議を行うとともに、各地域ネットワークからスーパーバイズチームメンバーの候補者を共有しました。また、各地域ネットワークのスーパーバイズチームメンバー等を対象としたスーパーバイズ機能推進研修については、6月に集合型研修として実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ延期し、令和3年1月中旬にWeb会議により実施する予定です。

⑤相談体制の整備【子ども・福祉部】

地域別に5カ所の病院等に委託し、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しながら、医療的ケア児や重症心身障がい児等にかかる相談支援事業を実施しています。

⑥感染防止対策の支援【子ども・福祉部】 新

高度な医療的ケア(人工呼吸器、気管切開)が必要な障がい児は、日常のケアに手指 消毒用エタノール等が必要で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手指消毒用エ タノール等の供給不足により、薬局等での入手が困難な状況が生じたため、高度な医 療的ケアを必要とする障がい児がいる家庭に対する手指消毒用エタノール等の優先 供給(各家庭へ配付)に取り組みました(8月以降は厚生労働省の手指消毒用エタノ ール購入専用サイトでの有償購入に移行して対応しています)

<今後の課題、取組の方向性>

■発達支援が必要な子どもへの支援■

①引き続き、県立子ども心身発達医療センターに市町職員等を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や「CLMコーチ」として受入れ、養成します。また、センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による児童発達支援センター等への巡回指導により、発達障がいや肢体の障害に対して技術的支援を行っていきます。

【子ども・福祉部】

- ②引き続き、巡回指導等を行い保育所・認定こども園・幼稚園への「CLMと個別指導計画」の導入を促進します。 【子ども・福祉部】
- ③地域の小児科医師に対して実施した「発達障がい連続講座」をステップアップし、次年度以降も継続して実施するとともに、身近な地域で発達障がい児の医療の確保と地域の支援ネットワークの構築を進めます。 【子ども・福祉部】
- ④小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性の向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、かがやき特別支援学校において県立子ども心身発達医療センターと連携した発達障がいに係る研修会等の取組を進めます。また、小・中・高等学校の通級指導担当教員等を対象にした研修講座を実施します。
 【教育委員会】

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

①医療技術の進歩等を背景として、N I C U 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所の不足が依然として課題となっています。このため、医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、障害保健福祉圏域で構築された4つの地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関連分野の関係者が連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを提供することが重要です。そのためには、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて研修等の開催形式を検討しながら、医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員等)の養成、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズ機能の構築・推進、地域の福祉施設や医療機関等において医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組む必要があります。

【医療保健部】【子ども・福祉部】

②医療的ケア児は重症化リスクが高いため、障害福祉サービスの利用を控えてしまうことが課題です。厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」等を活

用して、障害福祉サービス事業所における感染症対策の徹底などに取り組み、必要なサービスを提供する体制の構築を支援していきます。 【子ども・福祉部】

③特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師、教員の連携・協力のもと医療的ケアを実施します。また、高度な医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、指導医・指導看護師が巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師の不安軽減を図り、安全で安心な医療的ケアの充実を図ります。 【教育委員会】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政 等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、 意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も 充実し、仕事と生活を調和させています。

【上半期の主な取組概要】

①働き方改革の推進【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など 多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組んでいます。 また、働き方改革に関するアドバイザー派遣のほか、「みえの働き方改革推進企業」登 録・表彰制度を実施することにより、企業における働き方改革の推進を図り、生産性 の向上や人材の確保・定着を促進しています。

○働き方改革アドバイザー派遣を実施

働き方改革に取り組む意欲のある県内の中小企業等を対象に、働き方改革アドバイザーを派遣し、企業の取組を支援しています。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、企業からの希望がある場合はWeb会議システムを活用したアドバイスも実施する予定です。 派遣企業数:10社(予定)

また、事業の一環として、働き方改革の理解を深めるためのセミナーをオンラインに て開催しました。

日にち:10月6日

○「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施

誰もが働きやすい職場づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進などに積極的に取り組んでいる企業等を募集し、優れた取組を県内に広めることにより、地域社会での「働き方改革」の取組推進を図ることを目的に、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施しています。

募集期間: 9月30日まで

〇テレワークアドバイザー派遣を実施 **新**

時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、導入を検討している県内中小・小規模企業に対し、テレワーク環境の整備等に関しアドバイザーを派遣するほか、導入に関する相談を受け付けています。

派遣企業数:12社(予定)

相談期間:令和3年1月29日まで

②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修やセミナー等を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めています。

新型コロナウイルス感染症をふまえ、全てオンラインにより実施する予定です。

〇女性の就職サポート事業

再就職への不安や悩みを解消し、スキルアップをサポートする研修と専属のキャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリング等を実施します。

<イントロダクションセミナー>

·定員:90名

·開催日時:10月1日 13:30~15:00

<e-ラーニングによる「スキルアップ研修」>

・定員:90名

·受講可能期間:10月1日~令和3年1月31日

<面接セミナー>

·定員:90名

·開催日時:12月10日13:30~15:00

<企業と求職者の意見交換会>

· 定員:90名

·開催日時:令和3年1月21日 13:30~15:00

③健康経営の推進【医療保健部】 新

多くの県民の皆さんが一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要であることから、健康経営の認定制度や表彰制度などを創設し、健康経営の取組を推進しています。

○「三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ)」認定制度

令和2年1月、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ)」認定制度を創設しました。令和2年7月7日、従業員の健康づくりに積極的に取り組み、健康経営を推進している企業の認定(127企業)を行いました。

○「三重とこわか健康経営大賞」表彰制度

令和2年9月24日、「三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ)」認定企業の中で特に優れた健康経営を実践している6企業に対し「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を行いました。

④職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

県内の働く場において女性が活躍できる環境整備を図るため、常時雇用労働者数 100

人以下の中小・小規模企業等を対象にアドバイザー派遣を行い、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・届出等を支援します。また、働く女性を対象にしたネットワーク交流会および経営者層や男性の意識改革を促す講演会を開催します。

⑤ハラスメントのない職場づくり【雇用経済部】【環境生活部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいます。

なお、通常の労働相談に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する相談用に、期間 限定で社会保険労務士による特別労働相談を実施しました。

特別労働相談期間:令和2年9月26日まで(毎週土曜日午後)

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しています。

<今後の課題、取組の方向性>

- ①新型コロナウイルス感染症の流行を、テレワークをはじめ柔軟な働き方の急速な普及・素地の形成の好機ととらえ、場所の制約から解放された新たな働き方の実現へとつなげていくとともに、誰もが働きやすい魅力的な職場づくりを引き続き促進していきます。

 【雇用経済部】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規雇用者の解雇や雇止めなどが危惧されています。非正規雇用者の中には女性も多く存在することから、県内の雇用情勢を 注視しながら、三重労働局等の関係機関と連携し、女性の就労支援として、雇用の維持・確保等に向けて、県内経済団体に対し働きかけを行っていきます。

【雇用経済部】

- ③新型コロナウイルスの感染拡大により、生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れなど、さまざまな影響があることをふまえ、新しい生活様式に対応した情報発信を行い、職場での健康づくりの取組を推進していきます。 【医療保健部】
- ④女性が安心して働き活躍できる職場環境づくりを進めるため、必要に応じてオンライン等を活用し、トップおよび男性の意識改革につながる講演会や企業等における優良取組の顕彰等に取り組み、引き続き企業等における女性の活躍推進の取組を支援していきます。

 【環境生活部】
- ⑤労働相談室においては、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の相談等が増加 する可能性があります。そのような相談に対しても、職場でのハラスメントにつなが らないよう、適切に助言を行っていきます。 【雇用経済部】

⑥ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止などさまざまなテーマを通して男女 共同参画を考える「フレンテトーク」について、Web会議システムを用いたオンラ インでの実施や動画の活用等により、市町・企業・団体等の要望に応じ研修・学習の 機会を提供していきます。

【環境生活部】